



こうつうあんぜんテスト

(1・2ねんせいよう)

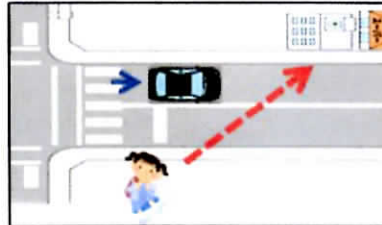


ただしいものには○を、まちがっているものには×をかいてください。

- ① あおしんごうになったので まわりのあんぜんを たしかめずに すぐにわたった。

☐

- ② もくてきちまで はやくいくために どうろを ななめにわたってもよい。

☐

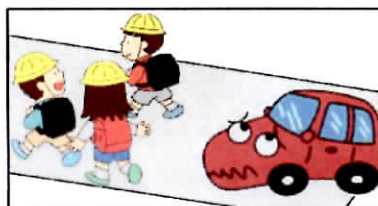
- ③ ただしい じてんしゃの イスのたかさは じてんしゃに またがったときに かたほうのあしさがき じめんにつくたかさであればよい。

☐

- ④ じてんしゃにのるときは ヘルメットを かぶったほうがよい。

☐

- ⑤ ともだちとはなしをしながら どうろにひろがって あるいてはいけない。

☐

<交通安全テスト>

平成30年9月号

解答・解説 (1・2年生用)

- ① あおしんごうになったので まわりのあんぜんを たしかめずに すぐにわたった。【×】

A：青信号でも周りの安全を確認してから渡りましょう。

※ 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

※ 道路交通法施行令第2条第1項・第4項（信号機の意味等（抜粋））

赤・・・歩行者は、道路を横断してはならないこと。

青・・・歩行者は、進行することができること。

黄（青の点滅）・・・歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

(2) 信号が青になっても、右左の車や路面電車が止まったのを確かめてから横断しましょう。信号の変わりそうなときは、無理をしないで、次の青信号を待ちましょう。

<指導のポイント>

赤・・・止まれ。

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車もあるので、すぐに渡らず、渡る前に右左の安全確認をしてから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。

もうすぐ赤に変わる注意の色です。

渡り始めず、次の青まで待ちましょう。

- ② もくてきちまで はやくいくために どうろを ななめにわたってもよい。【×】

A：道路を斜めに横断してはいけません。

- 道路交通法第12条（横断の方法）

第1項 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。

第2項 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節1（横断の場所（抜粋））

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

(5) 道路を斜めに横断してはいけません。しかし、交差点で車に対する信号を全部赤にして車を止め、歩行者の自由な通行が認められているところ（スクランブル交差点）では、歩行者用の信号に従って斜め横断も出来ます。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするとき（抜粋））

するとき（抜粋）

- (4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくるときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。

＜指導のポイント＞

道路を斜めに渡ることは、横断する者が左右のいずれかの交通に背面することになるほか、道路にいる時間が長くなるので危険です。

少し遠回りになっても、安全な横断施設（横断歩道、歩道橋等）を利用するようにしましょう。

③ **ただし じてんしゃの イスのたかさは じてんしゃに またがったときに かたほうのあしさが じめんにつくたかさであればよい。【×】**

A：自転車にまたがった時に、両足先が地面に着くようにサドルの高さを調節しましょう。

- 交通の方法に関する教則第3章第1節2（自転車の点検（抜粋））

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。

- (1) サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。

＜指導のポイント＞

自転車はタイヤが2本のバランスの悪い乗り物です。

両足がつかない自転車に乗ると、いざという時にしっかり体を支えることが出来ず、倒れてしまいます。

しっかり両足先が地面につく高さにサドルを調節して自転車に乗りましょう。

④ **じてんしゃに のるときは ヘルメットを かぶったほうがよい。【○】**

A：自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう。

- 道路交通法第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満 幼児～6歳未満）
- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））

- (8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。

＜指導のポイント＞

ヘルメットは頭を守る大切なアイテムです。

万一の転倒に備えて、ヘルメットはサイズの合ったヘルメットを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

また、ご家族に高齢者がいる場合も自転車ヘルメットを着用するようにすすめましょう。

※ 年齢にかかわらず、ヘルメットの着用が条例で定められている市町村があります。

⑤ **ともだちとはなしをしながら どうろにひろがって あるいてはいけない。**

【O】

A：道路に広がって歩いてはいけません。

- 道路交通法第10条（通行区分（抜粋））

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

- 交通の方法に関する教則第2章第2節（歩道の通るところ（抜粋））

3 歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになってかえって危険な場合などは左端を通ることができます。

<指導のポイント>

歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。

友達と話をしたりしながら、道路に広がって歩いてはいけません。

また、道路を歩くときは後ろから来る車や自転車にも十分注意しましょう。



こうつうあんぜん

交通安全テスト (3・4年生用)

ねんせいよう



ただ 正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

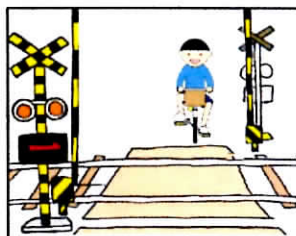
- ① 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。


☐

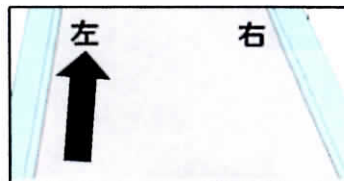
- ② 暗くなってから外に出かける時は、明るい色の服を着たり、キラキラ光る物を身につけた方がよい。


☐

- ③ 踏切を渡る時は、手前で安全確認をして、自転車を押して渡る。


☐

- ④ 歩道がない道路を歩くときは、道路の左端を歩かなければならない。


☐

- ⑤ 自転車を乗っているときに、「止まれ」の標識がある交差点があったが、あまり車が通らない所なので自転車のスピードを落として渡った。


☐

解答・解説 (3・4年生用)

① 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。【×】

A：歩行者の通行を妨げる場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

- 交通の方法に関する教則第3章第2節1（自転車の通るところ（抜粋））

(5) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

<指導のポイント>

横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、歩行者の通行を妨げるような場合は自転車から降りて、自転車を押して横断しましょう。

また、近くに自転車横断帯のあるところでは、横断歩道ではなく自転車横断帯を横断しなければなりません。

② 暗くなってから外に出かける時は、明るい色の服を着たり、キラキラ光る物を身につけた方がよい。【○】

A：夜出かける時は、明るい色の服を着たり、反射材を身につけましょう。

- 交通の方法に関する教則 第2章第5節（夜間歩くとき（抜粋））

5 夜間歩くときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用したり、靴、衣服、カバン、つえなどに反射材を付けたりするようにしましょう。

<指導のポイント>

夜間の外出時の服装は、白や黄色のような明るい色の服を着用しましょう。

黒や紺色の服は周りの暗さと同化してしまいます。

夜間、歩く時や自転車に乗る時は反射材を活用しましょう。

反射材は車のライトを反射して光を跳ね返す特性があり、約100m先（前照灯（ハイビーム）点灯時）の車の運転者に気づいてもらうことができます。

夜間は明るい色の服を着て、反射材も活用し、車の運転者などに自分の存在を知らせるようにしましょう。

③ 踏切を渡る時は、手前で安全確認をして、自転車を押して渡る。【○】

A：踏切では自転車を押して渡るようにしましょう。

- 道路交通法第33条第1項（踏切の通過（抜粋））

車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

<指導のポイント>

踏切では渡る前に必ず、一時停止をして安全確認をし、自転車から降りて押して渡るようにしましょう。

また、踏切の警報器が鳴っているときや遮断機が降り始めてからは踏切に入ってはいけません。

④ 歩道がない道路を歩くときは、道路の左端を歩かなければならない。【×】

A：歩行者は右側通行が原則です。歩道も路側帯もない道路では、道路の右側端を歩きましょう。

● 道路交通法第10条第1項（通行区分（抜粋））

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

● 交通の方法に関する教則 第2章第2節（歩行者の通るところ（抜粋））

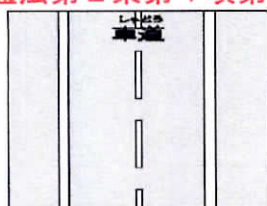
3 歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになってかえって危険な場合などは左端を通ることができます。

<指導のポイント>

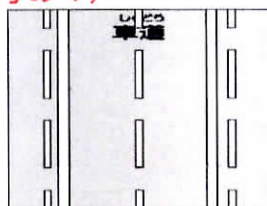
歩行者は歩道又は路側帯を通行しましょう。

○ 歩道～歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された道路の部分という。（道路交通法第2条第1項第2号）

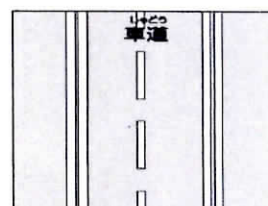
○ 路側帯～歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。（道路交通法第2条第1項第3号の4）



路側帯（白い1本線）



駐車禁止路側帯
（白い1本線と破線）



歩行者用路側帯
（白い2本線）

※ 歩道も路側帯もない道路では、歩行者は道路の右側端を通りましょう。
ただし、道路工事をしている等、右側端を通行することが危険である場合は道路の左側端に寄って通行することができます。

⑤ 自転車に乗っているときに、「止まれ」の標識がある交差点があつたが、あまり車が通らない所なので自転車のスピードを落として渡った。【×】

A：自転車も止まらなければならない。

● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間ですので、一時停止「止まれ」の標識がある交差点では必ず一時停止をしなければなりません。

徐行は一時停止とは言えません。必ず止まって、車が来ていないことを確認してから進みましょう。

平成30年9月号



交通安全テスト

(5・6年生用)



ただ正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車で走行中、前の方に車が止まっていたが、反対側から車や自転車が来ていなかったのに、そのままの速度で止まっている車の横を通りすぎた。

☐

- ② 歩道で自転車同士が行き違う時は、自分から見て左側によけるようにする。

☐

- ③ 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかったが、そのまま立ち去った。

☐

- ④ 自転車に乗る前は、ライト・ブレーキ・タイヤなどの点検をする必要がある。

☐

- ⑤ 下の図の信号が青色の灯火の場合、自転車は直進、左折、右折をすることが出来る。

☐

交通安全テスト

平成30年9月号

解答・解説 (5・6年生用)

- ① 自転車で走行中、前の方に車が止まっていたが、反対側から車や自転車が来ていなかったのに、そのままの速度で止まっている車の横を通りすぎた。【×】

A：止まっている車のそばを通るときは、注意して十分速度を落としましょう。

- 交通の方法に関する教則第3章第2節4（歩行者などに対する注意（抜粋））

- (3) 停車中の自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車の陰から歩行者が飛び出したりすることがありますから、注意して十分速度を落としましょう。

<指導のポイント>

停車車両のドアが急に開いたり、車の陰から歩行者が飛び出してくることがありますので、速度を落とし、しっかりと安全確認をしましょう。

- ② 歩道で自転車同士が行き違う時は、自分から見て左側によけるようにする。【○】

A：自分から見て左側によけるようにしましょう。

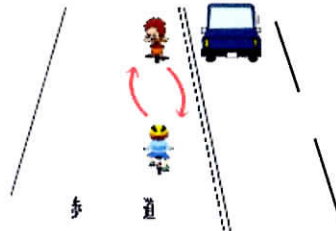
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

- (10) 歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

<指導のポイント>

対向する自転車同士がお互い歩道の車道寄りを走行すれば、衝突、接触することになります。

自転車で歩道を走行中、前から自転車が走行してきた時は、十分に速度を落とし、お互い譲り合いながら、相手の自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。



- ③ 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかったが、そのまま立ち去った。【×】

A：交通事故が起こった時は、相手が事故現場から立ち去っても警察に事故の届け出をしなければなりません。

- 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

＜指導のポイント＞

自転車は車の仲間ですので、交通事故があれば警察に必ず届出なければなりません。

相手が立ち去っても、交通事故を起こした時は、警察に電話をしたりお父さん、お母さんや家族の人に伝えるなどして、必ず警察に届け出るようにしましょう。

④ 自転車に乗る前は、ライト・ブレーキ・タイヤなどの点検をする必要がある。
【○】

A：自転車に乗る前には点検をしましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節2（自転車の点検（抜粋））

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。

- (1) サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。
- (2) サドルにまたがってハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くように調節されているか。
- (3) ハンドルは、前の車輪と直角に固定されているか。
- (4) ペダルが曲がっているなどのために、足が滑るおそれはないか。
- (5) チェーンは、緩み過ぎていないか。
- (6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか。
- (7) 警音器は、よく鳴るか。
- (8) 前照灯は、明るいか。
- (9) 方向指示器や変速機のある場合は、よく作動するか。
- (10) 尾灯や反射器材は付いているか。また、後方や側方からよく見えるか。
- (11) タイヤには十分空気が入っているか。また、すり減っていないか。
- (12) 自転車の各部品は、確実に取り付けられているか。

＜指導のポイント＞

- ① ハンドルは前輪と直角に固定されているか
- ② ライトは明るくつくか
- ③ ブレーキは、前・後輪ともよく効くか
- ④ タイヤは十分に空気が入っているか、また、すり減っていないか
- ⑤ ベル（警音器）は、よく鳴るか
- ⑥ サドルは固定されているか、また、またがったとき両足先が地面に着く程度に調節されているか

の順番で自転車の点検を行ってください。

また、ブレーキが故障している自転車に乗る事は大変危険ですし、違反にもなりますので絶対にやめましょう。

⑤ 下の図の信号が青色の灯火の場合、自転車は直進、左折、右折をすることが出来る。【×】

A：自転車は、直進又は左折することが出来る。

● 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するもの

である旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略 2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。 3 省略 4 省略	1 省略 2 自転車は、道路の横断を始めとはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	1 省略 2 自転車は、 <u>直進をし、又は左折することができること。</u>

※ 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

※ 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

※ 交通の方法に関する教則第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(1) 信号が青になってから横断しましょう。

なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

<指導のポイント>

問題の信号では、自転車は直進し、左折することができるという意味ですので、右折するときは交差点の向こう側まで直進し、その地点で向きを変え、次に進むべき方向の信号が青になるのを待ちます。

また、信号は「進め」ではなく、「進むことができる」という意味ですので青信号に変わってもすぐに進むことなく、周囲の安全確認をしっかりとしてから進みましょう。

